

2021年3月 研修資料

一般財団法人滋賀県民間社会福祉事業職員共済会

共済会掛け金、給付金の会計処理

(平成23年新会計基準版)



税理士法人淡海総合会計

目次

I 前提となる事項

- 【1】 共済会退職給付制度の性格と税務上の対応の必要性 1
- 【2】 退職金規程の整備 2
- 【3】 税務事務 2

II 会計事務

- 【1】 予算の計上 5
- 【2】 共済掛金の預かりと支払い
 - 【2】 ① 掛金の職員からの預り金処理 6
 - 【2】 ② 掛金の共済会への支払い時の処理、消費税の取扱い 7
- 【3】 期末時点での処理
 - 【3】 ① 退職給与引当金の前期末・当期末増減差額の処理 9
- 【4】 異動者の処理
 - 【4】 ①A 同一法人内での異動（異動前での処理） 11
 - 【4】 ①B 同一法人内での異動（異動後での処理） 12
 - 【4】 ② 別法人へ、または別法人からの資格の継続する異動 12
- 【5】 退職者の処理
 - 【5】 ① （退職共済預け金） < （退職金） のとき 14
 - 【5】 ② （退職共済預け金） > （退職金） のとき 16
 - 【5】 ③ 退職金が支給されないとき（懲戒免職など） 19
 - 【5】 ④ 年金が選択された場合 19
- 【6】 注記
 - 【6】 ① 重要な会計方針 20
 - 【6】 ② 法人で採用する退職給付制度 20
- 【7】 経理規程 21

I 前提となる事項

POINT

- ◇ 共済会の退職給付制度は税制非適格年金制度であるが、所要の処理により税制適格年金制度に準じた税制上の優遇が受けられる。
- ◇ 事業主が退職金規程に則り支払うものであること。
- ◇ 事業主負担の退職掛金は資産計上（退職給付引当資産）してあること。

【1】共済会退職給付制度の性格と税務上の対応の必要性

共済会の退職給付制度は税制非適格年金制度ですが、所要の処理により税制適格年金制度に準じた税制上の優遇が受けられます。

税制適格年金制度では、掛金は、事業主にとって法人税法上損金となり、本人にとっては所得税法上の社会保険料控除の対象となるほか、退職一時金は、本人にとって退職所得となるという税制上の優遇措置がとられています。これに対して、税制非適格年金制度では、掛金は、事業主にとって法人税法上損金と認められず、敢えて損金処理すれば事業主負担分も本人への給与とみなされ事業主に源泉徴収義務が生じることとなり、また、本人にとって、掛金は所得税法上の社会保険料控除の対象にはならず、さらに、退職一時金は退職所得とされず一時所得として課税され、概ね退職所得としての課税より税負担が重くなります。

そこで、事業主と本人にとって税制上最も有利となるように検討された結果として、税務当局に照会して回答を得たうえで現在の処理が行われています。ただし回答は口頭による確認であり、今後税務当局の見解が変更される可能性は残っています。具体的な考え方は以下のとおりであり、これに基づいた処理をすることで退職金が一時所得ではなく退職所得として課税されることとなります。

- ① 退職金支給は事業主から支給されるものとして、支給の根拠となる「退職金規程」等に基づき、その処理を行う。
- ② 本人掛金は預り金であり、退職時に給付金と一緒に返還するものとして処理する。
- ③ 退職所得としての税務事務をおこなう。

ただし、事業主負担の掛金については、損金算入は認められないため、一旦資産に計上して退職時に損金処理します。これにより事業主負担まで本人給与として課税されることを避け、事業主にしても退職時の損金処理は税務上容認されることとなります。

これらの関係を表でまとめると以下のようになります。

		税制適格	税制非適格	共済会
掛 金	事業主	損金	損金とされない	損金とされない (資産計上して退職時に損金処理)
	本人	所得税の社会保険料控除の対象	対象外	対象外
一時金	本人	退職所得	一時所得	退職所得

また、独立行政法人福祉医療機構の退職手当金は、法令により退職所得とされています。(所得税法施行令 72-2-6)

【2】退職金規程の整備

共済会の退職給付事業は、【1】の考え方より、あくまでも退職金支払い主体は事業主との理解にたちますので、退職金支払いに伴う会計事務と税務事務は、事業主にて行うこととなります。そのため、まず事業主にて「退職金規程」が整備されていなければなりません。

事業主が法人独自の制度として退職給付制度を設けている場合は、独立した退職金規程を設けることが考えられますが、共済会と独立行政法人福祉医療機構とリンクした制度のみの場合は、就業規則または給与規程中に、以下を参考に一条追加することが必要です。

例－就業規則又は給与規程中に追加－

第〇章 給与

（退職金）

第〇条 当法人（事業主）は共済会加入職員が退職した場合、退職金を支給する。

なお、法人が支給する退職金は、一般財団法人滋賀県民間社会福祉事業職員共済会の退職金共済及び退職年金共済規程に定める退職給付金及び退職年金又は退職一時金の約定額から、職員がこの制度に積立金として拠出した掛金の累計額を控除した額、並びに、独立行政法人福祉医療機構が社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき支給される退職金の合計額とする。但し、前者の支払者は社会福祉法人〇〇〇会、後者の支払者は独立行政法人福祉医療機構とする。

【3】税務事務

共済会の退職一時金（退職給付金を含む）を所得税法上の退職所得として扱う税務事務が必要となります。

事業主又はその代理者（給与支払者）は退職所得についての所得税法上の源泉徴収義務者となり、地方税法上（市町村民税および都道府県民税）の特別徴収義務者となります。しかし、実際上は福祉医療機構がまとめて源泉徴収と納付をします。これは、事業主（＝共済会）を先の退職金支払者とし、福祉医療機構を後の退職金支払者として、先のものより書類の送付をうけて、後順位のものが税額をまとめて再計算するという仕組みを利用しているためです。（所得税法基本通達201-1）

事業主のかたとしては、本人より必要事項を記入し押印された「退職所得の受給に関する申告書」（共済会の退職届と一連式になっています）を、共済会へ提出していただくことが税務事務のポイントです。この「退職所得の受給に関する申告書」が提出されないときは、退職所得に対する源泉徴収額が一律20%の課税となり、本人に不利になります。

Ⅱ 会計事務

POINT

- ◇ 事業主負担分を退職給付引当資産として資産計上する。
- ◇ 本人負担分は職員預り金として扱う。
- ◇ 社会福祉法人会計では2系統の計算を行うので、両者を混同しない。
- ◇ 予算の計上を行う。

☆ 先に説明しましたように、税務上への対応の必要から、事業主負担分の中の退職給付制度に係るものは資産計上、本人負担分は職員預り金として会計処理することとなります。

☆ 社会福祉法人会計では2系統の計算を行い、資金収支計算書、事業活動計算書を作成します。○（純資産増減計算＝事業活動計算書）と●（支払資金増減計算＝資金収支計算書）ですが、両者は9割以上が同じ仕訳の形になります。実務上は会計ソフトにおいて、○を入力すれば●が自動計上されるか、反対に●を入力すれば○が自動計上されるか、又は連動の仕方をユーザーが設定するタイプになっていますので、お使いのソフトがどのタイプかご確認ください。

☆ 予算の計上については、収支予算とは資金収支の予算のことですので、支払資金増減計算についての予算処理が必要となります。

【退職給付引当金の会計処理の前提】

退職債務の引当ての処理については、社会福祉法人会計基準第4章3(7)、注解19(4)及び運用指針20(2)に規定されています。

社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について（社援基発0727第1号）別紙1社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）20新たに導入した会計手法とその簡便法について(2)退職給付会計都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理で、次のように定められています。

（原則）

都道府県等の実施する退職共済制度において、退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし、被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上する。

（簡便法）

①期末退職金要支給額（約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額）を退職給付引当金とし、同額の退職給付引当資産を計上する。

②社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額の退職給付引当金を計上する。

☆都道府県が実施する退職共済制度について認められる会計処理

	退職給付引当資産 (資産計上額)	退職給付引当金 (負債計上額)
原則法	法人拠出掛金累計額	期末退職金要支給額
簡便法①	期末退職金要支給額	期末退職金要支給額
簡便法②	法人拠出掛金累計額	法人拠出掛金累計額

- ・ 法人拠出掛金累計額・・・被共済職員個人拠出掛金分は含まない。
- ・ 期末退職金要支給額・・・ $\text{期末退職金要支給額} = \text{約定の給付額} - \text{被共済職員個人拠出掛金累計額}$

中村厚「新社会福祉法人会計基準のすべて」(2011)ぎょうせい p268 より

当共済会では、従前の会計処理の考え方に近い簡便法②を採用することとします。この処理方法を強制するものではありませんが、現行の共済会のシステム、事務局の人員数等の理由で、各法人様ごとに、かつ、各被共済者様個人別に約定の額を計算し、各法人様へ決算処理に間に合うように遅滞なく資料提供することは、非常に困難であることをご理解下さい。

以下、簡便法②に基づいた会計処理を説明します。なお、会計基準等の通知で明示されていない部分は、実際の会計処理（会計ソフトに入力）、理事会等での説明を行うことを考慮した内容にしていますが、私見であることをご承知下さい。

予算の計上 （予算の計上については、当初予算と補正予算で、以下の対応が必要です。）

予算種類	予算設定科目の例示	説明
当初予算	<p>「退職給付支出」←人件費支出←事業活動支出</p> <p>「退職給付引当資産取崩収入」←積立資産取崩収入←その他の活動収入</p> <p>「退職給付引当資産支出」←積立資産支出←その他の活動支出</p>	<p>見込退職金についての計上</p> <p>当初予算策定時には、定年退職や法人政策としての早期退職勧告予定人員などの見込みに基づき、資金収支計算上の「事業活動支出」→「人件費支出」→「退職給付支出」に予算額の計上が必要となります。また、同額を「その他の活動による収入」→「積立資産取崩収入」→「退職給付引当資産取崩収入」に計上することが必要です。</p> <p>金額は、「退職給付支出」も「退職給付引当資産取崩収入」も、見込み退職者に係る「退職給付引当資産」（事業主掛金累計額）の額を用います。退職給付引当資産が返還されて収入となり、その収入から退職金を支払うと考えるためです。</p> <p>共済会への掛金についての計上</p> <p>毎月支払う共済会への掛金について、「その他の活動による支出」→「積立資産支出」→「退職給付引当資産支出」の計上が必要となります。金額は年額となります。</p>
補正予算	<p>「退職給付支出」←人件費支出←事業活動支出</p> <p>「退職給付引当資産取崩収入」←積立資産取崩収入←その他の活動収入</p> <p>「その他の収入」←その他の収入←事業活動収入</p> <p>「その他の支出」←その他の支出←事業活動支出</p> <p>「退職給付引当資産積立支出」←積立資産支出←その他の活動支出</p>	<p>補正予算策定時には、退職者について、事業主掛金累計額と実際支給額である「退職金」の差額が判明していますので、その差額分の処理が必要となります。</p> <p>簡単な例を示せば、定年退職予定者につき、事業主掛金累計額である「退職給付引当資産」500万円をもとに、当初予算で「退職給付支出」500万円、「退職給付引当資産取崩収入」500万円の計上をした場合で、実際の退職金支給が550万円であったときを考えます。</p> <p>予算の補正として、「退職給付支出」を550万円にしますが、「退職共済給付金収入」は500万円のままとなります。預け金を越えては預け金の返還収入は無いと考えるからです。差額50万円は「事業活動収入」→「その他の収入」→「その他の収入（または雑収入）」として予算を補正することとなります。</p> <p>また、上記の例で実際の退職金支給が480万円であったときは、「退職給付支出」を480万円、「退職給付積立資産取崩収入」は500万円のまま、そして差額20万円を「事業活動支出」→「その他の支出」→「その他の支出（または雑損失）」として予算を補正することとなります。さらに、途中採用者の存在などにより掛金に変更となったときは、「退職給付引当資産積立支出」の補正も必要となります。</p>

【2】 共済掛金の預かりと支払い				
【2】① 掛金の職員からの預り金処理				
○（純資産増減計算）				
借方		貸方		科目の説明
科目	金額	科目	金額	
職員給料(PL)	10,500	預金(BS)	8,500	☆ 職員給料←サービス活動費用/人件費 ☆ 預金←資産の部/流動資産 ☆ 職員預り金←負債の部/流動負債 ☆ BS：貸借対照表、PL：事業活動計算書、 CF：資金収支計算書
		職員預り金(共済)(BS)	220	
		職員預り金(他)(BS)	1,780	
《処理の説明》				
☆ 職員預り金(共済)の額は、「振込金領収書」の本人分合計の額となります。				
☆ 掛金額は毎年4月に決定し、その額で1年間支払う規約となっています。				
☆ 共済会への掛金は所得税法上の「社会保険料控除」「小規模企業共済等掛金控除」の対象にはなりません。				
●（支払資金増減計算）				
借方		貸方		科目の説明
科目	金額	科目	金額	
職員給料支出(CF)	10,500	支払資金(BS&CF)	10,500	☆ 職員給料支出←事業活動支出/人件費支出 ☆ 「支払資金」という科目はありませんが、支払資金に含まれる預金、預り金を一体として表しています。
《処理の説明》				
☆ 純資産も減少し、支払資金も減少する共通仕訳です。				

【2】 共済掛金の預かりと支払い				
【2】② 掛金の共済会への支払い時の処理				
○（純資産増減計算）				
借方		貸方		科目の説明
科目	金額	科目	金額	
職員預り金（共済）（BS）	220	預金（BS）	440	☆ 退職給付引当資産←資産の部/固定資産/その他の固定資産
退職給付引当資産（BS）	200			
福利厚生費（PL）	8			☆ 福利厚生費←サービス活動費用/事務費
雑費（PL）	12			☆ 雑費←サービス活動費用/事務費
《処理の説明》				
☆ 本人からの預り金と事業主負担分を支払い処理します（預金の減少）。				
☆ 事業主負担分は、共済会からの計算書の内容別に以下のように処理してください。税務上への対応のため一部資産計上が必要となります。				
（退職一時金（年金）掛金） ⇒ 「退職給付引当資産」・・・資産計上				
（福利厚生事業掛金） ⇒ 「福利厚生費」又は「雑費」				
（会費） ⇒ 「諸会費」又は「雑費」				
●（支払資金増減計算）				
借方		貸方		科目の説明
科目	金額	科目	金額	
退職給付引当資産積立支出（CF）	200	支払資金（BS&CF）	220	☆ 退職給付引当資産積立支出←その他の活動による支出/積立資産支出
福利厚生費支出（CF）	8			☆ 福利厚生費←事業活動支出/事務費
雑支出（CF）	12			☆ 雑費←事業活動支出/事務費
☆ 職員預り金と預金は支払資金なので、支払資金は純額で270の減少となります。				
《処理の説明》				
支払資金の減少額と純資産の減少額が異なります。「退職給付引当資産」と「退職引当資産積立支出」の違いです。				

【2】 共済掛金の預かりと支払い

処理の根拠資料は、「口座振替通知書」です。

右図は実際のを参考にした模式図です。

【2】 ①で使う、本人からの預かり額は、④+⑤+⑥=220 となります。

【2】 ②で使う、金額は以下の通りです。

退職給付引当資産計上額は、 ①=200

福利厚生費は、 ②=8

雑費は、 ③=12

重要 会費の消費税の処理について

会員が支出していただいている会費は、課税仕入れに該当しません。

会費と当共済会が会員に対して行う役務の提供等との間に明白な対価関係がないからです。それにより、当共済会は会費収入を対価性が無いものとして処理を行っていますので、取扱いの整合性を図るうえからも、会費を支出される際、「消費税不課税」あるいは「消費税課税対象外」として処理して下さい。

口座振替通知書

振替明細

(単位:円)

項目	滋賀県民間社会福祉事業職員共済会 掛金 ○月分			
金額	440			
〇〇人分	金額内訳	事業主分		会員分
	退職一時金 ・年金	① 200	④ 200	200
	福利厚生	② 8	⑤ 8	8
	会費	③ 12	⑥ 12	12
	合計	220		220

引き落としは、○月末となります。

以下省略

【3】 期末時点での処理

【3】 ① 退職給付引当金の前期末・当期末増減差額の処理

○（純資産増減計算）

借方		貸方		科目の説明
科目	金額	科目	金額	
退職給付費用(PL)	500	退職給付引当金(BS)	500	☆ 退職給付引当金←負債の部/固定負債 ☆ 退職給付費用←サービス活動費用/人件費

《処理の説明》

☆（当期繰入）＝（当期末引当金）－〔（前期末引当金）±（期中での異動者、退職者の引当金）〕

☆（期末時の退職給付引当金残高）＝（期末時の事業主退職掛金累計額）とします。この方法は、当期の事業主の退職掛金（退職給付金制度と退職一時金（年金）制度についてのもの）を引当金繰入額とする結果になります。これは、会計基準上の計算ではありませんが、会計基準と大きな乖離は無いとみなし、事実上の法人負担は事業主掛金であるとの理解と、処理の簡便さと、税務上の対応を第一に考えた処理法です。

☆ 退職給付の処理については、原則的には、当期末時の法人が負担すべき将来の退職金の割引現在価値を計算し（これが退職給与引当金残高になります）、前期末時点との差額を当期の負担すべき額（これが引当金繰入になります）とするとしています。この計算が困難なとき例外的に、期末の退職金要支給額をもって退職給付引当金残高とし、前期末時点との差額を当期の引当金繰入とすることを容認しています。

●（支払資金増減計算）

借方		貸方		科目の説明
科目	金額	科目	金額	

《処理の説明》

支払資金増減計算には該当しません。

【3】 期末時点での処理

処理の根拠資料は、「掛金累計額調書」です。下図は実際のを参考にした模式図です。 前期末引当金<当期末引当金の例としています。

掛金累計額調書

○年○月○日 Page1

法人名

事業所

一般財団法人 滋賀県民間社会福祉事業職員共済会

会員 番号	氏名		退職給付金				退職一時金・年金				総累計 額 (1+2+3 +4)		
	生年 月日 年金 加入 年数	加入年 月日	前年度 末累計 (1)	本年月 額	〇〇月 現在 本年度 額(2)	本年度 末累計 (1+2)	前年度 末累計 (3)	本年月 額	〇〇月 現在 本年度 額(4)	本年度 末累計 (3+4)			
1	〇〇												
2	△△												
3	☆☆												
【施設合計】													
【総合計】			1,000			100	1,100	4,000			400	4,400	5,500

A 当期末引当資産残高

【3】では、 $A=(1+2+3+4)$ の金額を当期末「退職給付引当資産」かつ「退職給付引当金」残高として、前期末残高との差額を処理します。

当期中の退職者が無ければ、この表の前年度末累計の合計(1+3)が前期末引当金残高となるので、当期の増加分は $5,500-5,000=500$ となります。

当期中に退職者がある場合はその分の調整が必要となります。

【4】 異動者の処理				
【4】①A 同一法人内での異動（異動元での処理）				
○（純資産増減計算）				
借方		貸方		科目の説明
科目	金額	科目	金額	
退職給付引当金(BS)	400	退職給付引当資産(BS)	400	☆ 退職給付引当金←負債の部/固定負債 ☆ 退職給付引当資産←資産の部/固定資産/その他の固定資産
《処理の説明》				
☆ 異動者の異動時点における退職給付引当金、退職給付引当資産の残高を用います。				
☆ 金額は「継続職員異動届承認通知書」の事業主負担金累計の額となります。				
●（支払資金増減計算）				
借方		貸方		科目の説明
科目	金額	科目	金額	
《処理の説明》				
☆ 支払資金増減計算には該当しません。				

【4】 異動者の処理				
【4】①B 同一法人内での異動（異動先での処理）				
○（純資産増減計算）				
借方		貸方		科目の説明
科目	金額	科目	金額	
退職給付引当資産 (BS)	400	退職給付引当金 (BS)	400	☆ 退職給付引当金←負債の部/固定負債 ☆ 退職給付引当資産←資産の部/固定資産/その他の固定資産
《処理の説明》				
☆ 異動者の異動時点における退職給付引当金、退職給付引当資産の残高を用います。				
☆ 金額は「継続職員異動届承認通知書」の事業主負担金累計の額となります。				
●（支払資金増減計算）				
借方		貸方		科目の説明
科目	金額	科目	金額	
《処理の説明》				
☆ 支払資金増減計算には該当しません。				

【4】 異動者の処理				
【4】② 別法人へ、または別法人からの資格の継続する異動				
別法人への継続異動の場合は、【4】①Aと同様の処理となります。				
別法人からの継続異動の場合は、【4】①Bと同様の処理となります。				
会員資格が継続しない他法人への異動は退職の処理となります。				

【4】 異動者の処理

処理の根拠資料は、「継続職員異動届承認通知書」です。下図は実際のもの参考にした模式図です。同一法人内での施設間異動の例としています。

様式第5号(退職共済規程第8条第4項)

○年○月○日

**継続職員異動届
承(否)認通知書**

一般財団法人 滋賀県民間社会福祉事業職員共済会

異動年月日 ○年○月○日

異動前の事業所	
事業所	△△園
施設の種類	特別養護老人施設
所在地又は住所等	
法人名	社会福祉法人○○会

異動年月日 ○年○月○日

異動後の事業所	
事業所	◇◇荘
施設の種類	特別養護老人施設
所在地又は住所等	
法人名	社会福祉法人○○会

会員番号	氏名	事業主負担金累計		会員掛金累計	異動時 給与月額	前年給与月額	掛金額	職種
		退職給付金	退職一時金・年金					
xxx	oo	① 50	② 350	xxx	xxx	xxx	xxx	

以下省略

【4】で使用する金額は、①+②=400 となります。

【5】 退職者の処理				
【5】① (退職給付引当資産) < (退職金) のとき				
○ (純資産増減計算)				
借方		貸方		科目の説明
科目	金額	科目	金額	
退職給付引当金 (BS)	400	退職給付引当資産 (BS)	400	☆ 退職給付費用←サービス活動費用/人件費
退職給付費用 (PL)	100	その他の収益 (PL)	100	☆ その他の収益←サービス活動収益
《処理の説明》				
☆ 退職金の額は、本人へ支給される総額から本人掛金累計額を控除した額とします。「退職給付金裁定通知書」の②+③+④-④=②+③となります。				
☆ 退職給付引当資産の額は、退職時の事業主掛金累計額となります。「退職給付金裁定通知書」の①+⑤となります。				
☆ 差額をその他の収益とします。				
☆ 退職給付引当金の額は、前期末時での当該退職者の残高となります。(月次での繰入処理をしていないことを前提とします。)				
● (支払資金増減計算)				
借方		貸方		科目の説明
科目	金額	科目	金額	
退職給付支出 (CF)	500	退職給付引当資産取崩収入 (CF)	400	☆ 退職給付支出←事業活動支出/人件費支出
		その他の収入 (CF)	100	☆ 退職給付引当資産取崩収入←その他の活動収入/積立資産取崩収入
				☆ その他の収入←事業活動収入/その他の収入
《処理の説明》				
☆ 金額は、純資産増減計算と同じ計算とします。				
☆ 実際は本人へ直接支払われますが、税務上の対応のため、法人を通して支払いがなされた形にします。つまり、預けていたお金が返還されて積立資産取崩収入になり、それと同額を退職給付支出とするという考え方です。				
☆ 退職給付支出と同額の収入がたつので、支払資金残高には影響はしません。				

【5】① (退職給付引当資産) < (退職金) のとき

処理の根拠資料は、「退職給付金裁定通知書」です。下図は実際のを参考にした模式図です。

様式第 11 号(退職共済規程第 31 条第 1 項)

退職給付金裁定通知書

○年○月○日

法人名

施設名

給付日 ○年○月○日に下記のとおり支給します。

一般財団法人 滋賀県民間社会福祉事業職員共済会

番号	氏名	勤続年数	①退職給付金掛金累計額	H25 末本俸 (調整額含む)	差額給与 A 支給率 B	付加給付金 C	凍結計算額 D A×B+C	旧 S34.4 ～ 47.3(E1)	新 S47.4 ～ 51.3(E2)	計(E) ((E1)+(E2))	②退職給付金 D,E 多い方	③退職一時金 ・退職年金	④会員 拠出金 累計額 ⑤退職 一時金 掛金累 計額
×	○○	×	110	××	××	××	××	××	××	××	40	460	300 290

(注)会計処理として、資産に計上した退職給付金および、退職一時金累計額にかかる掛金(事業主負担分)をとりくずす会計処理をして下さい。

①(退職給付金)及び⑤(退職一時金)の欄は事業主掛金累計額です。 ④は退職一時金の会員掛金累計額です。

③欄は退職一時金支払額より、会員拠出金累計額を差引いた額です。 ②及び③欄は退職所得の源泉徴収票に記載される金額です。

会員への退職一時金給付は③+④です。

☆ 【5】①で使用する退職金の金額は、②+③=40+460=500、退職給付引当資産の金額は、①+⑤=110+290=400 となります。

【5】 退職者の処理				
【5】② (退職給付引当資産) > (退職金) のとき				
○ (純資産増減計算)				
借方		貸方		科目の説明
科目	金額	科目	金額	
退職給付引当金 (BS)	150	退職給付引当資産 (BS)	200	☆ その他の費用←サービス活動費用
その他の費用 (PL)	50			
退職給付引当金 (BS)	50	その他の収益 (PL)	50	☆ その他の収益←サービス活動収益／その他の収益
《処理の説明》				
☆ 退職金の額は、本人へ支給される総額から本人掛金累計額を控除した額とします。「退職給付金裁定通知書」の②+③+④-④=②+③となります。				
☆ 退職給付引当資産金の額は、退職時の事業主掛金累計額となります。「退職給付金裁定通知書」の①+⑤となります。				
☆ 差額をその他の費用とします。				
☆ 退職給付引当金の額は、前期末時での当該退職者の残高となります。(月次での繰入処理をしていないことを前提とします。)				
☆ 退職給付費用(貸方)の額は、結果として前期以前に退職給付費用として過大に退職給付引当金を計上していた分となります。				
<p>* この処理について、金額が多額な場合には、その他の特別収益として特別増減の部で処理する方法、金額が少額な場合には、雑収益としてサービス活動外増減の部で処理する方法等が考えられます。パブリックコメント回答 No. 112 で回答されている方法で会計処理するのが根拠ある処理として望ましいと考えますが、実際に会計システムに入力して処理した場合にうまく仕訳処理できないシステムもあります。その場合に、退職給付費用(貸方)として会計処理する方法が考えられます。</p>				

●（支払資金増減計算）				
借方		貸方		科目の説明
科目	金額	科目	金額	
退職給付支出(CF)	150	退職給付引当資産取崩収入 (CF)	200	☆ 退職給付支出←事業活動支出/人件費 ☆ 退職給付引当資産取崩収入←その他の活動収入/ 積立資産取崩収入 ☆ その他の支出←事業活動支出/その他の支出
その他の支出(CF)	50			
<p>《処理の説明》</p> <p>☆ 金額は、純資産増減計算と同じ計算とします。</p> <p>☆ 実際は本人へ直接支払われますが、税務上の対応のため、法人を通して支払いがなされた形にします。つまり、預けていたお金が返還されて積立資産取崩収入になり、それと同額を退職給付支出とするという考え方です。</p> <p>☆ 退職給付支出及びその他の支出と同額の収入がたつので、支払資金残高には影響はしません。</p> <p>* 参考</p> <p>【パブリックコメント No. 112】</p> <p>（ご意見）退職共済掛金について、退職金が①掛け金累計額より多く支払われた場合、②掛け金累計額より少なく支払われた場合の勘定科目を示してほしい。</p> <p>（回答） ①事業活動計算書では「退職給付費用」と「その他の収益」を、資金収支計算書では「退職給付支出」と「その他の収入」を使用して下さい。</p> <p>②事業活動計算書では「その他の費用」と「その他の収益」を、資金収支計算書では「退職給付支出」と「その他の収入」を使用して下さい。</p>				

【5】② (退職給付引当資産) > (退職金) のとき

処理の根拠資料は、「退職給付金裁定通知書」です。下図は実際のもを参考にした模式図です。

様式第 11 号(退職共済規程第 31 条第 1 項)

退職給付金裁定通知書

○年○月○日

法人名

施設名

給付日 ○年○月○日に下記のとおり支給します。

一般財団法人 滋賀県民間社会福祉事業職員共済会

番号	氏名	勤続年数	①退職給付金掛金累計額	H25 末本俸 (調整額含む)	差額給与 A 支給率 B	付加給付金 C	凍結計算額 D A×B+C	旧 S34.4 ～ 47.3(E1)	新 S47.4 ～ 51.3(E2)	計(E) ((E1)+(E2))	②退職給付金 D,E 多い方	③退職一時金 ・退職年金	④会員 拠出金 累計額 ⑤退職 一時金 掛金累 計額
×	○○	×	50	××	××	××	××	××	××	××	10	140	150 150

(注)会計処理として、資産に計上した退職給付金および、退職一時金累計額にかかる掛金(事業主負担分)をとりくずす会計処理をして下さい。

①(退職給付金)及び⑤(退職一時金)の欄は事業主掛金累計額です。 ④は退職一時金の会員掛金累計額です。

③欄は退職一時金支払額より、会員拠出金累計額を差引いた額です。 ②及び③欄は退職所得の源泉徴収票に記載される金額です。

会員への退職一時金給付は③+④です。

【5】②で使用する退職金の金額は、②+③=10+140=150、退職給付引当資産の金額は、①+⑤=50+150=200 となります。

【5】 退職者の処理				
【5】③ 退職金が支給されないとき（懲戒免職など）				
○（純資産増減計算）				
借方		貸方		科目の説明
科目	金額	科目	金額	
その他の特別損失(PL)	400	退職給付引当資産(BS)	400	
退職給付引当金(BS)	400	その他の特別収益(PL)	400	
《処理の説明》				
☆ 退職給付引当資産の額は、退職時の事業主掛金累計額となっています。この額をその他の特別損失とします。 （金額が少額な場合は、「雑損失」で処理する方法も考えられます。）				
☆ 退職給付引当金は前期末での当該者の残高であり、この額をその他の特別利益とします。 （金額が少額な場合は、「雑収益」で処理する方法も考えられます。）				
●（支払資金増減計算）				
借方		貸方		科目の説明
科目	金額	科目	金額	
《処理の説明》				
☆支払資金増減計算は不要です。				

【5】 退職者の処理	
【5】④ 年金が選択された場合	
当共済会の年金制度は、退職時に 10 年間の年金払いを選択できますが、その後一時払いに変更することが認められているため、税務上は退職一時金と扱われますので、退職者の処理【5】①または【5】②と同様の処理をすることとなります。	

【6】 注記

【6】① 重要な会計方針

新会計基準では、経営内容をより明瞭に説明する趣旨から、財務諸表の注記の充実が図られました。当共済会の会計処理に関する事項での注記は2点あります。

(2) 重要な会計方針

・・・
・・・

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 ・ 一般財団法人滋賀県民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

【6】② 法人で採用する退職給付制度

(4) 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、一般財団法人滋賀県民間社会福祉事業職員共済会の退職金制度によっている。

【7】 経理規程

経理規程作成時には、以下に記載する内容を規定して下さい。

(退職給付引当金)

職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する一般財団法人滋賀県民間社会福祉事業職員共済会共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。

当共済会に関する会計処理についてご質問がございましたら、下記までご連絡ください。

即日に回答できない場合もありますが、予めご了承下さい。

コンサルティンググループ淡海

税理士法人淡海総合会計 本店・京都支店

株式会社淡海ビジネストータルマネジメント

一般社団法人淡海福祉経営サポート

淡海みのり社会保険労務士事務所

TEL 0740-22-1767 FAX 0740-22-4891

URL <http://www.tax-tk.com> E-mail tatsuo-katsurada@tkcnf.or.jp

